

日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association)

バイオ炭製造販売部会 会則

第1条 (名称)

本会は日本バイオ炭普及会(Japan Biochar Association 略称 JBA) バイオ炭製造販売部会(以下、部会という)と称する。

第2条 (事務局)

部会の事務局は〒567-0041 大阪府茨木市下穂積2丁目8-13-211に置く。

第3条 (目的)

- (1) バイオ炭の総合的利用技術開発と品質の向上
- (2) 部会員相互の交流及びバイオ炭に関する情報の交換と広報

第4条 (事業)

部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種バイオ炭規格の制定と改定
- (2) 各種バイオ炭製造時の標準 CO₂排出モデル作成
- (3) 各種バイオ炭製造バリデーションの研究・指導及びモデル構築
- (4) バイオ炭製造・生産者データベースの作成
- (5) バイオ炭製造機械等の情報収集
- (6) ホームページ等による広報
- (7) 研修会、国際集会、セミナー、シンポジウムなどの開催及び支援
- (8) その他

第5条 (部会員)

- (1) 部会員は日本バイオ炭普及会の①個人会員、②法人・団体会員、もしくは ③名誉会員でなければならない。
- (2) 部会員は個人・法人・任意団体のいずれかであって、①部会員、②名誉部会員とする。

第6条 (入会)

部会に入会を希望する者(個人・法人・団体)は、部会事務局あてに所定の申込書を提出し、入会申請をできるものとする。入会申請については、日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会長の合議をもって、入会の可否決定を行うものとする。

第7条（退会）

部会を退会する者は、部会事務局あてに所定の退会届を提出しなければならない。なお、退会にあたっては、会費等の返還は行わない。

第8条（除名）

部会の名誉を著しく傷つけたと判断されるもの、および部会費の滞納が2年以上に及んだものについては、日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会長の合議でもって、これを除名することができる。

第9条（会議）

部会に部会総会と常任幹事会、小委員会を置く。

（1） 部会総会：

日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会員を持って構成し、年一回以上おこなわれ部会長が招集する。部会総会の議決はその出席者、または委任状によって行われ、その過半数の賛成によって可決される。可否同数の場合は議長がこれを決定する。なお、部会会計監査役・名誉部会員はオブザーバーとしての参加を認める。

議決事項は次のとおり

- （ア） 事業計画及び予算の承認
- （イ） 事業報告及び決算の承認
- （ウ） 部会則の改正
- （エ） その他部会の事業遂行にかかわる最重要事項

（2） 部会常任幹事会：

日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会長・小委員会委員長・部会事務局長によって構成し、部会長が招集する。本部会の事業遂行・運営にかかわる重要事項を審議・決定する。なお、部会会計監査・小委員会副委員長はオブザーバーとしての参加を認める。

（3） 小委員会：

日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会長・小委員会委員長・部会事務局長・小委員会副委員長によって構成し、小委員会委員長が招集する。小委員会の運営にかかわる通常事項を審議・決定する。なお、部会会計監査はオブザーバーとしての参加を認める。

第10条（役員）

本部会に次の役員を置く。

- （1） 部会長（1名）は部会を代表して会務を統括し、部会常任幹事会及び部会総会を招集し、その議長を務める。
- （2） 小委員会委員長（若干名）は小委員会を招集し、その議長を務める。
- （3） 部会事務局長（1名）は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。また、事務を統括して部会の運営に当たる。
- （4） 部会常任幹事は庶務、会計、集会、広報などの本部会の会務を分担し、部会の運営に当たる。
- （5） 部会会計監査（1名以上）は部会の経理を監査し、その結果を総会で報告する。

第11条（役員を選任および解任）

部会の役員は以下の手続きによって選任および解任される。

- （1） 部会長は日本バイオ炭普及会会長が推薦し、部会総会の議を経て選任される。
- （2） 小委員会委員長および部会事務局長は部会長が推薦し、部会総会の議を経て選任される。なお、部会長・小委員会委員長は部会事務局長との兼務を可能とする。
- （3） 部会会計監査は日本バイオ炭普及会会長が推薦し、部会総会の議を経て選任される。
- （4） 部会の運営に、著しい障害や問題が発生した場合は、日本バイオ炭普及会会長・副会長・事務局長および部会長の合議によって、役員解任を決定することができる。

第12条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条（会費）

部会の会員はその区分に従い、所定の年会費を納入する。なお、各会費は年次ごとに別途細則で規定する。

- （1） 部会員
 - （ア） 個人会員
 - （イ） 法人会員
 - （ウ） 団体会員
 - （エ） 研究会員（各種大学および公的研究機関の研究員）
- （2） 名誉部会員： 原則として会費を納入しなくとも良い。

第14条（収入・支出）

部会の収入は部会員が納入する会費、寄付金、その他の基金によるものとする。部会の運営に必要な経費は、これらの収入によって支弁される。

第15条（事業年度）

部会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

第16条（会則の変更）

部会の会則の改定は、部会総会の議を経て行われる。

附則

本会則は、2021年1月1日から施行する。

なお、第1回部会総会までの間は、次のものを各役員とする。

1. JBAバイオ炭製造販売部会

総括	部会長
	吉澤 秀治
部会会計監査	
部会事務局（総務； 庶務・会計）	部会事務局長
	小澤 史弘
	部会副事務局長
	高橋 幸秀

小委員会	
バイオ炭規格 小委員会	小委員会委員長
	栗本 康司
	小委員会副委員長
	梶本 武志
LCA小委員会	小委員会委員長
	中野 勝行
	小委員会副委員長
	木村 直
バイオ炭製造・機械 小委員会	小委員会委員長
	梅澤 美明
	小委員会副委員長
	坪田 敏樹